

第 1 種・第 4 種組合員 各位

宮城県歯科医師国民健康保険組合
(公 印 省 略)

歯科給付制限の見直しについて(通知)

当国保組合の事業運営につきましては、日ごろ格別のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨年 10 月に実施いたしました当国保組合のアンケートの結果については、「組合会の議決事項等について」としてその概要をご報告しておりますが、歯科給付の制限に関してはこれを廃止することといたしました。

これを受けて理事会で具体的な内容について協議した結果、下記のとおり改訂の上、令和 6 年 6 月診療分から適用することにいたしましたのでお知らせします。

記

【廃止】

- ・ 歯周病に関する給付制限規定を廃止します。

【新設】

- ・ 第 2 種・第 3 種組合員(従業員)は、自分が勤務する医院(含・分院、系列医院等)での歯科受診は、全て保険給付外とします。

※他の歯科医院での受診は、欠損補綴を除き、歯周病治療も保険扱いとなります。

- ・ 今後、保険者として毎月実施するレセプト点検において請求内容に疑義がある場合はその医療機関に問い合わせをし、場合によっては理事会の席での説明、あるいは患者本人への聞き取りによる確認を行うこととします。

【改定】

- ・ 令和 6 年 6 月 1 日適用の「組合会申し合わせ事項」は別紙のとおりです。

宮城県歯科医師国保組合

荘司 ・ 森

TEL 022-223-9577

FAX 022-223-9586